

第12回通常総代会が 開催されました

5月24日上松町ひのきの里総合文化センターにおいて木曾南部森林組合の第12回通常総代会が木曾地域振興局林務課林務係課長補佐稲村昌弘様、木曾森林管理署次長池戸健志様、大桑村議会議長岩佐孝和様、上松町議会議長永井嘉男様をはじめ多くのご来賓のご出席を賜る中で、多くの組合総代の皆様ご出席のもと開催されました。

総代会議長に大桑村の中振田 勇様を選出し議事がおこなわれ、上程いたしましたすべての議案について決定承認を頂きました。

総代会付議事項

第1号議案

平成30年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び損失処理案の承認について

第2号議案

平成31年度事業計画について

第3号議案

役員報酬の決定について

第4号議案

余裕金の預入先の決定について

第5号議案

借入金の最高限度額の決定について

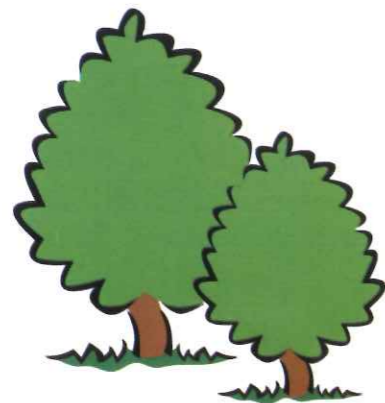
第6号議案

組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について

第7号議案(特別議案)

定款の一部変更について

付帯決議



損益計算書(平成31年2月28日現在)

事業区分	取扱高	損益
指導	649,174	348,974
販売	811,662	690,640
森林整備	96,214,447	31,999,967
利用	8,898,135	5,350,864
購買	2,182,928	390,267
金融	127,359	127,359
合計	108,883,705	38,908,071
事業管理費		47,943,921
事業利益		-9,035,850
事業外損益		314,546
経常利益		-8,721,304
特別損益		43064
法人税・住民税・事業税		312,500
当期剰余金		-8,990,740



第12回通常総代会 組合長挨拶

第12回木曾南部森林組合の総代会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様方におかれましては何かとお忙しいところご出席をいただきありがとうございます。

ご来賓各位におかれましては、時節柄公務ご多忙の折に出席を賜りご光彩をお添えいただきましたことに心より厚くお礼申し上げます。

さて、この30年度決算については、異常気象とも言える集中豪雨により数台の林業機械が数か月に渡って稼働できなくなりました。さらには、9月の度重なる台風の襲来により業務の推進に大きな影響が出ました。

結果として、赤字を計上することになりましたことに対しお詫びを申し上げますとともに、新年度においては昨年の反省の上で立て事業を組み立てているところでありますのでご理解をお願い申し上げます。

森林・林業を取り巻く現況は、森林の持つ多面的な機能の維持と発揮が一層求められるとともに、その多くは伐期を迎えており、今まさに森林資源として利活用すべき時期を迎えております。

こうした中、今年度から森林環境譲与税が市町村へ交付されることとなり、合わせて新たな森林管理システムが動き始めました。

この森林管理システムは、林業の成長産業化と森林資源の適切な森林管理をすることを明確にしています。

森林所有者が適切な管理を出来ない場合は、必要によって市町村が「意欲と能力のある林業経営体」に管理させるといふものです。

こうした動きの中で、森林組合としては地域林業の中核的な担い手としての役割を果たしていくためには、中・長期的な視点に立ち組合経営の基盤の強化を図って行かなければならないと考えております。

本日の総代会に付帯決議を含め8議案を予定しているところでありますので、よろしくご審議ご決定の程お願い申し上げます。

結びに、組合員のための森林組合として、その役割を果たしていくために、更なるコンプライアンス意識を高め、公平で透明感のある組合運営を目指し、役職員一同努めてまいりますので変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和元年5月24日
木曾南部森林組合長 坂家 重吉

ホームページを 立ち上げました

木曾南部森林組合では組合員の皆様又、地区外にお住いの方々への情報発信の手段としてホームページを立ち上げました。組合業務の紹介、求人、購買品の紹介等掲載しておりますのでご覧いただきご意見をお寄せください。

<http://park17.wakwak.com/~kinanmori/>
(木曾南部森林組合ホームページ) でアクセスしてみてください。

組合員の相続手続きは お済みですか

当組合定款第10条で「組合員の相続人であって、組合員たる資格を有するもの(相続人であって組合員たる資格を有する者が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人)が相続開始後90日以内にこの組合に加入申し出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持ち分について権利義務を承継する」とあります。相続が発生した場合何かとお忙しいとは存じますが速やかに相続の手続きをして頂きますようお願いいたします。

野生鳥獣による剥皮被害を お知らせください

森林所有者の皆様の森林の植林木がツキノワグマ・ニホンジカによる剥皮被害にあっていないでしょうか。近年の個体数の増加が見受けられ、それと比例して被害を受けている森林が増えています。被害防除に補助金を使える場合がありますので、被害がありましたら森林組合までご連絡ください。

